

# 小山工業高等専門学校教職員会議規程

制 定 平成16年4月1日  
最終改正 平成30年5月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第13条第2項の規定に基づき、本校教職員会議(以下「教職員会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教職員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教 員
- 二 事務部長
- 三 各課長及び技術室長
- 四 各課長補佐
- 五 各係長(専門職員を含む)
- 六 技術室各グループ長

2 前項第4号及び第5号の委員が都合により出席できないときは、代理出席を認めるものとする。

(会議)

第3条 教職員会議は、校長が招集し、副校長(総務主事)が議長となる。

2 教職員会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 校長が必要と認めたときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 校長が必要と認めたときは、事務職員等を出席させることができる。

(事務)

第4条 教職員会議に関する事務は、総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。